

石川町公告第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び石川町財務規則（昭和58年石川町規則第17号）第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年7月1日

石川町長 首藤剛太郎

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- | | | |
|-----|-------|---|
| (1) | 工事等番号 | 企8第1号 |
| (2) | 工事等名 | 母畑自治センター新築工事 |
| (3) | 工事等箇所 | 石川町大字母畑字樋田内 |
| (4) | 履行期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日まで |
| (5) | 工事等種別 | 建築工事 |
| (6) | 工事等概要 | 集会所建築 木造平屋建て
建築面積 283.49 m ² 延床面積 251.63 m ² |

2 最低制限価格 設定する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

対象工事等の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。
- (2) 石川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく工事等請負有資格業者名簿の建築に登録され、かつ同要綱に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による許可を受けていること。
- (5) 本工事の全部又は一部を下請負に付す場合で、下請契約の請負代金の額又はその総額が建設業法施行令第2条に定める金額以上となるときは、建設業法第3条第1項第2号に基づき、建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (6) 最新の建築工事に係る「経営事項審査結果通知書」における建築一式の総合評定値が700点以上であること。
- (7) 過去5年間で、対象工事等と同種かつ同程度の実績があること。

- (8) 県中地区（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡）に本店、支店、営業所を有する者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。

4 入札参加申込

- (1) 入札に参加を希望する者は、石川町制限付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、制限付一般競争入札参加申請書（実施要綱様式第2号）を総務課財政係に提出すること。

(2) 申請書の配付

- ア 配布期間 令和8年 7月 1日（水）から
令和8年 7月14日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- イ 配付時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
- ウ 配付方法 総務課財政係（石川町役場2階）で直接受取るか、町ホームページからダウンロードすること。

(3) 申請書の受付

- ア 受付期間 令和8年 7月 1日（水）から
令和8年 7月14日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- イ 受付時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
- ウ 受付場所 総務課財政係（石川町役場2階）
- エ 受付方法 持参提出（郵便等によるものは受け付けない。）

5 設計図書等の閲覧

設計図書を次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧場所 石川町企画政策課（石川町役場2階）
- (2) 閲覧期間 令和8年 7月 1日（水）から
令和8年 7月14日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
- (3) 閲覧時間 午前9時から正午まで
午後1時から午後5時まで
- (4) 設計図書等閲覧及び提供
設計図書等は、CD媒体により提供するものとする。

6 質問書の提出

設計図書等に関し質問があるときは、質問書を持参またはFaxで提出すること。

- (1) 提出場所 石川町企画政策課協働推進係（Faxの場合は0247-26-0360）

(2) 提出期限 令和8年 7月14日(火) 午後5時まで

7 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年7月16日(木)までに質問者にFaxにより行うとともに、設計図書等閲覧場所において質問書と併せてその写しを閲覧に供する。

8 入札執行日時等

- (1) 入札日時 令和8年7月22日(水) 午前11時
- (2) 入札場所 石川町役場 正庁(3階)

9 入札保証金
免除とする。

10 契約保証金
石川町財務規則第97条の規定による。

11 前払金
石川町財務規則第65条の2の規定による。

12 部分払
なし

13 契約事項
石川町財務規則に基づき契約を締結する。

14 入札書記載方法
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き金額)を入札書に記載すること。

15 入札の執行

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札者は、入札参加資格確認通知書を提示しなければならない。
- (3) 入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証するに足りる書面を提出しなければならない。
- (4) 入札回数は、2回までとする。
- (5) これ以外については、施行令、石川町財務規則及び実施要綱の規定によるものとする。

16 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

17 入札参加資格審査

入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者は、令和8年7月24日(金)までに入札参加資格確認申請書(実施要綱様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、総務課財政係に持参により提出すること。

ア 3の(3)は、配置予定技術者等の資格・経験通知書(実施要綱様式第5号)による。

イ 3の(7)は、同種工事の施工実績書(実施要綱様式第4号)による。

ウ 3の(4)及び(6)については、それぞれ確認できる資料を添付すること。

エ 3の(5)に該当する場合は、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていることを確認できる書類の写しを添付すること。

オ 3の(8)は法人登記の履歴全部事項証明書(コピー可)を添付すること。

18 その他

(1) 石川町財務規則及び実施要綱については、町ホームページで確認すること。(町ホームページ URL <http://www.town.ishikawa.fukushima.jp>)

(2) 本公告に係る様式については、総務課財政係で受取るか、町ホームページに掲載されている実施要綱よりダウンロードして使用すること。

○ 関係様式

- ・ 制限付一般競争入札参加申請書(実施要綱様式第2号)
- ・ 入札参加資格確認申請書(実施要綱様式第3号)
- ・ 同種工事の施工実績書(実施要綱様式第4号)
- ・ 工事配置予定技術者等の資格・経験通知書(実施要綱様式第5号)

(3) 問合せ先

ア 入札について

総務課財政係

電話0247-26-2114

イ 工事等について

企画政策課協働推進係

電話0247-26-9111